

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 7 年 月 日

令和 7 年 6 月 2 2 日執行東京都議会議員選挙
（ ）選挙区
候補者

記

運 送 等 契 約 区 分 （該当するものに○）			1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
			2 上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあつては代表者の氏名					
車種及び自動車登録番号 又 は 車 両 番 号					
運送等年月日	運送等金額	備考	運送等年月日	運送等金額	備考
	円			円	
	円			円	
	円			円	
	円			円	
	円				

備 考 （裏面を参照のこと）

備 考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が東京都に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、東京都に支払を請求することができません。
- 4 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、東京都に支払を請求することができません。
- 7 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(2) (1)以外の場合	16,100円